国等の委託による研究開発成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる産業技術力強化法（平成十二年四月十九日法律第四十四号）第十九条（いわゆる日本版バイ・ドール制度）を、特別な事情のあるものを除き、すべての特定補助金等のうち委託費を用いた成果に係る特許権等について適用することとする。

イ　国等は、特定補助金等ごとの趣旨を踏まえつつ、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果に係る知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。特に、海外を視野に入れた中小企業の新たな事業活動を促進するため、海外での知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。

ウ　国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して大学等の研究機関と共同して行う研究開発における技術情報の漏えいを防ぐため、大学等の研究機関に対し営業秘密の管理や職員等の守秘義務を徹底するよう促す。

五　方針の実施

1　国等は、本方針の普及及び徹底を図るものとする。このため、各府省は、上記の措置の実施状況について中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の実施について、所管する特定独立行政法人等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺漏のないよう努める。

2　国等は、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するため、国等から補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた公益法人が、中小企業者等に対して支出する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金についても、特定補助金等に類するものと位置付け、可能な限り同様の措置に努める。

（別表一）

平成二十三年度予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出目標額

（単位・億円）

| 各省名 | 国等の特定補助金等の交付額 | 中小企業者等向け支出目標額 |
|---|---|---|
| 総務省 | 一三七・九 | 二〇・〇 |
| 文部科学省 | 一六七・六 | 三六・六 |
| 厚生労働省 | 五二・五 | 二・八 |
| 農林水産省 | 二二二・二 | 一五・九 |
| 経済産業省 | 九九五・六 | 三六六・五 |
| 国土交通省 | 九・二 | 二・一 |
| 環境省 | 一四二・一 | 七・二 |
| 合計 | 一七二七・一 | 四五一・一 |

＊注　右表「国等の特定補助金等の交付額」には、中小企業者等の支援を主目的としていない予算も含まれる。

（別表二）

平成二十二年度当初予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出実績見込額（単位・億円）

| 各省名 | 中小企業者等向け支出目標額 | 中小企業者等向け支出実績見込額 |
|---|---|---|
| 総務省 | 二〇・〇 | 三五・八 |
| 文部科学省 | 四二・二 | 四三・五 |
| 厚生労働省 | 七・四 | 八・三 |
| 農林水産省 | 一七・二 | 一九・〇 |
| 経済産業省 | 三四二・九 | 三三三・一 |
| 国土交通省 | 〇・四 | 〇・四 |
| 環境省 | 五・八 | 八・〇 |
| 合計 | 四三五・九 | 四三八・一 |

＊注　「国等の特定補助金等」には、中小企業者等の支援を主目的としていない予算も含まれる。

**○経済産業省告示第百五十七号**

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十一条第一項の規定に基づき、国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の通知があったので、同条第二項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十三年七月五日

経済産業大臣　海江田万里

国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

平成二十一年度当初予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

1　支出件数　総務省　約九〇件
　　文部科学省　約五五〇件
　　厚生労働省　約三〇件
　　農林水産省　約二五〇件
　　経済産業省　約一八六〇件
　　国土交通省　約一〇件
　　環境省　約一〇件

2　支出金額　総務省　約三一億円
　　文部科学省　約三九億円
　　厚生労働省　約一二億円
　　農林水産省　約一六億円
　　経済産業省　約二四七億円
　　国土交通省　約一億円
　　環境省　約五億円

平成二十一年度補正予算における国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の要旨

1　支出件数　約三三五〇件

2　支出金額　約六六五億円

**○経済産業省・国土交通省告示第三号**

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、国土交通省又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交付する平成二十三年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十三年七月五日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

一　国土交通省から交付する特定補助金等
　建設技術研究開発助成制度に係る補助金及び住宅・建築関連先導技術開発助成事業に係る補助金

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交付する特定補助金等
　運輸分野における基礎的研究推進制度に係る委託費

**○経済産業省・環境省告示第七号**

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、環境省から交付する平成二十三年度予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ⑴に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。

平成二十三年七月五日

経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　江田　五月

環境研究総合推進費に係る委託費及び補助金並びに地球温暖化対策技術開発等事業に係る委託費及び補助金

**○国土交通省告示第七百二十四号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、橋本都市計画事業橋本隅田土地区画整理事業に係る事業計画の変更（第3回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年七月五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年七月六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　和歌山県橋本市三石台三丁目二十六番地八号　独立行政法人都市再生機構橋本開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

**○海上保安庁告示第百三十八号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年七月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三五度東経一三九度一三分の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる海域